

第 18 回葉山町子ども・子育て会議 議事要旨

- 1 開催日時 平成 28 年 11 月 22 日(火) 10 時~12 時
- 2 開催場所 葉山町役場 3 階 協議会室 1
- 3 開催形態 公開(傍聴者なし)
- 4 出席者 委員 15 名出席(定足数○)、
欠席 4 名(村上裕委員、羽田志津枝委員、加藤昌代委員、
重松美智子)

5 議 事

(1) 開会

(事務局)

- ・資料の確認
- ・傍聴なしの報告

(2) 議題

(1) 保育料の見直しについて(資料 1、2)

(事務局)

前回の会議で委員の勉強会を行う提案があり、新委員を対象に 11 月 11 日(金)、17 日(木)、18 日(金)の 3 日間行った。

・11 月 11 日(金) 10:00~11:30 役場休憩室 石川委員、北原委員

・11 月 17 日(木) 14:00~15:00 役場休憩室

彦井委員、益田委員、新倉委員

・11 月 18 日(金) 14:00~15:00 役場食堂 上田委員、村上委員

保育認定や保育料の決定の仕方やしきみなどの説明や個々に分らないことなどの情報交換を行った。

資料 1 は、前回(第 17 回子ども・子育て会議)会議後の意見一覧表になる。

主な意見は、

- ・保育所の保育料(所得に応じる)と幼稚園の保育料(各園で一律)の考え方の違い、保育時間にも差がある中で、何を基に比較し公平とするのかは難しいと思う。

- ・ 保育所、幼稚園の預かる時間の長さやサービス内容が保護者の預ける目的の違いもあり、多少保育所の方の保育料が割高になるのは、致し方ないことだと思う。
- ・ 会議時間が少ない中、他市町とあまり差のない保育短時間の見直しはターゲットから外して良いと考える。
- ・ 保育認定の標準時間と保育短時間の保育料の見直しについては、妥当なところだと思う。
- ・ 所得階層の細分化は、所得の低い世帯にとっては、1 千円単位でも細分化して欲しいと願うところだと思う。
- ・ 所得に恵まれている世帯には、ある程度の負担をいただくことも必要かと思う。
- ・ 保育標準時間と短時間の保育料の説明を受け、賛否を答えることは、委員として負担が大きいと感じた。

などの意見が出た。

資料 2 は、保育料の見直しについて（案）である。保育料の概要は、国の定める基準額を上限として、市町村が設定することになっている。国の定める基準額は、応能負担の考え方を基本として、平成 19 年度に保育料は変えずに階層を 8 階層から 11 階層に増やす改定を行った。保育料見直しで検討したいことは、所得階層の細分化、幼稚園と保育所の保育料の不均衡を改善、保育認定の保育標準時間と保育短時間の保育料の見直しの 3 つについて審議をお願いしたい。

（会 長）

3 つの項目の説明を 1 項目ずつお願いしたい。

まずは、1 つ目の項目「所得階層の細分化」の説明からお願いしたい。

（事務局）

（1）所得階層の細分化（資料 2、3、4、5）

資料 2 の 2～4 ページを説明する。

階層区分の町民税所得割課税額の間差額シミュレーション

所得階層の細分化については、現行の町の保育料は所得階層を 11 階層で設定している。この所得階層の分け方は各市町村によって違いがある。また、所得階層をより細分化し、低所得者への対策を講じる必要がある。

このことについての各委員からの意見は、

- ・所得階層の細分化は、所得の低い世帯にとっては、1千円単位でも細分化して欲しいと願うところだと思う。
- ・所得に恵まれている世帯には、ある程度の負担をいただくことも必要かと思う。どの市町村もゆとりの運営ができるわけではないので、割り切りは必要かと思う。

などの意見が出た。

3ページは事務局が考えた所得階層の細分化の(案)を2つ示している。

案の1は、各階層の町民税所得割課税額の間差額を一律にし、階層を細分化していく。この(案)のメリットは、各階層間の間差額が平等になる。デメリットは低い階層と高い階層を比べると間差額が平等ではない。例えば、年収300万円の世帯でも年収1000万円の世帯でも間差額が同じである。また、高い階層の一部の利用者で新たな負担が生じる。高い階層の細分化はできるが、低い階層の細分化があまりできない。

案の2は、国の基準額をベースに各階層の町民税所得割課税額の間差額を低い階層から高い階層へ段階的に増やし細分化していく。この(案)のメリットは、低い階層と高い階層との不均衡は改善される。デメリットは高い階層の一部の利用者で新たな負担が生じる。

資料3の案の1は、資料2の3ページ案の1をシミュレーションしたのものになる。右側が国基準、真ん中が現行、左側が見直し(案)になっている。右側の国基準をベースに国基準の3階層を見直し(案)では3階層から6階層まで分けている。国基準の4階層を見直し(案)では7階層から8階層まで分けている。国基準の5階層を見直し(案)では9階層から11階層まで分けている。国基準の6階層を見直し(案)では12階層から16階層まで分けている。国基準の7階層を見直し(案)では17階層から21階層まで分けている。国基準の8階層を見直し(案)では22階層にしている。町民税所得割課税額の間差額を23,000円と一律に増やし細分化した場合は低い階層をあまり細分化できていない。案の2は、資料2の3ページ案の2をシミュレーションしたものになる。右側の国基準をベースに国基準の3階層を見直し(案)では3階層から7階層まで分け、間差額を12,100円にしている。国基準の4

階層を見直し(案)では 8 階層から 11 階層まで分け、同じように間差額を 12,100 円にしている。国基準の 5 階層を見直し(案)では 12 階層から 15 階層まで分け、間差額を 18,000 円にしている。国基準の 6 階層を見直し(案)では 16 階層から 18 階層まで分け、間差額を 44,000 円にしている。国基準の 7 階層を見直し(案)では 19 階層から 20 階層まで分け、間差額を 48,000 円にしている。国基準の 8 階層を見直し(案)では 21 階層から 22 階層まで分け、間差額を 50,000 円にしている。このように、町民税所得割課税額の間差額を低い階層から高い階層へ段階的に増やし細分化している。この(案)だと低い階層から高い階層まで細分化することができる。

保育所保育料(案)のシミュレーション

資料 4 - 1 から 3 は、資料 3 の階層細分化のシミュレーション(案の 2)に基づき、保育所保育料(案)のシミュレーションをしたものになる。事務局が考えた保育所保育料(案)を 3 つ示している。

資料 4 - 1 は、現行の保育料を変えずに 22 階層に細分化した保育料(案)になっている。現行の保育料を変えていないので現行の所得割課税額の階層は保育料が変わらず、細分化した階層は保育料が低くなる。ただし、新たに細分化した一番高い階層の 22 階層については保育料が高くなる。

資料 4 - 2 は、現行の保育料を 10%増額し 22 階層に細分化した保育料(案)になっている。現行の保育料を 10%増額しているので現行の所得割課税額の階層は保育料が高くなり、細分化した階層の保育料は階層によって高くなる階層と低くなる階層がある。高い階層の 18 階層から 22 階層については保育料が高くなる。

資料 4 - 3 は、現行の保育料を国基準額の 7 割に設定し 22 階層に細分化した保育料(案)になっている。現行の保育料が国基準の 7 割以上の保育料になっている階層は低くなるが高くなる階層もある。また、細分化した階層の保育料は階層によって高くなる階層と低くなる階層がある。

資料 4 - 4 は、保育所に入所している全世帯の町民税所得割課税額の状態を各階層に当てはめ国基準保育料と資料 4 - 1 から 3 の保育料(案)の 1 か月分の総額を比較したものである。国基準保育料の総額は

22,000,000 円程度、現行は 10,000,000 円程度、資料 4 - 1 は 9,600,000 円程度、資料 4 - 2 は 10,000,000 円程度、資料 4 - 3 は 12,000,000 円程度になる。現行の保育料程度になるのが資料 4 - 2 の現行保育料 10%増にした場合となる。

資料 5 は、資料 3 の階層細分化のシミュレーション（案の 2）に基づき、22 階層にした場合、保育所に入所している全世帯の町民税所得割課税額の状況を各階層に当てはめた保育料階層別人数である。表の右側の現行の 8 階層の人数は 70 人になっているが、左側の見直し（案）の 16 階層と同じ階層になり人数は 62 人と 8 名ほど減っており、現行の保育料で 7、8、9 階層は 40 人以上いるが 22 階層に細分化すると 40 人以上の階層は 16 階層だけになる。現行の保育料よりも各階層に人数が分散されている。

（会 長）

今の説明で、この会議として 1 つの意見に纏めるのか、個々に意見をだしてもらうのか？

（事務局）

個々に意見をだしてもらってもいいが、3 月の町長への報告を見据えて、ある程度、この会議としての意見を纏めてもらいたい。

（会 長）

必ず会議として纏めなくても、ある程度の方向性は会議として出して欲しいので様々な意見をお願いしたい。

今の説明で、何かご意見・質問等を伺いたい。

（委 員）

保育料の第 2 子、第 3 子の多子軽減も考慮した保育料のシミュレーションになっているのか？

また、この会議は議決機関か諮問機関のどちらなのか？

（事務局）

保育料のシミュレーションは多子軽減を想定していないものになっている。

この会議は、諮問機関になっている。

（委 員）

保育料の見直しの根拠は何か？町の財政が厳しいので受益者負担を増やすのか、町の魅力を引出し転入を呼込むためなのか？

(事務局)

国の受益者負担の考え方に基づいている。また、町の保育料は国基準に比べると半分程度であり、国基準に少しずつ近づけていきたい。低所得者になるべく配慮を考えた保育料にしたい。他市町村も国基準の6割から7割に近づけることを目標にしている。

(委員)

国基準の保育料に近づけるのが目標であるのなら、案の1は保育料が安くなるので矛盾している。

(事務局)

案の1は、平成19年度に町が保育料の見直しをした現行の保育料を変えずに階層を細分化した保育料のシミュレーションであり、同じ方法で見直しをすると全体の保育料が低くなってしまい、案の2や案の3での考え方は保育料が高くなることを分かってもらいたかった。

(委員)

案の1が良いと考えてはいけないのか？

(事務局)

案の1も許容範囲ではあると考える。子ども子育て会議としての方向性を示してもらうものであり、案の1のように保育料は現行より低くなるがそれについての意見をいただければ町長へ報告していきたいと思っている。支払っていただく保育料との差額は町の税金の持ち出しになるので、子どものことだけに片寄らないように考えていく必要はあると思っている。

(委員)

保育料の見直しを増やす方向で考えないと、子どもに対するサービスが今までと同じことができなくなるなどのサービスが低下することになるのか？

(事務局)

現行の保育料は国基準の半分程度になっているが、町全体の予算を見据えたときに現行の子どもに対するサービスをするためには最低でも現行の保育料は必要になると考えているので、現行の保育料がそれ以上の保育料は必要と考えている。

(委員)

現行の子どもサービスを維持するための増額であれば見直しの余地はあると思う。

(会 長)

事務局から案の1から3のような考え方があることを示しており事務局としては案の2を考えているが、それも含めて意見を伺いたい。

(委 員)

逗子市、鎌倉市、横須賀市の保育料の状況がどのようになっているか前回の資料で示しているが、今回の保育料(案)のように見直すのであれば大きな異変が起きるように思える。町にはどんな階層の方にも住んでほしいと思う。

保育料は公定価格の引き上げで運営費も上がっていると思うが保護者が11時間フルに預ける体制が当たり前になっており職員への経費が多く掛かるようになってきているが子どもにかかる費用はもっと掛けていいと思っている。

(委 員)

国に合わせるために保育料を見直すことは違うと思う。町全体の予算の中でバランスを取るために子どもに対する予算を薄くするために保育料を上げるのであれば分かる。町は兄弟で保育園に入所している世帯が多いので保育料が上がれば1人分の保育料が上がるのではなく、その世帯の保育料が上がることになるので、世帯の負担はかなり多くなると思う。現行の保育料で見直しを考え保育料を上げないで見直しを行いたい。

(委 員)

資料4-1の見直しが良いと思う。14から18階層の人数の多い階層の世帯はどのように思うか、また、22階層の世帯が少なくなったらどうするのか。資料4-1で見直しを行ったら嫌がる人はだれもいないし、子育て世帯を呼び込むこともできると思う。

他市町村の状況と同じにする必要もないと思っている。他市町村のことは関係なく見直しをすればいいと思う。

(会 長)

資料4-1のように現行の保育料を変えずに階層の細分化をしていくことが望ましいのではないか？

(委 員)

資料4-1で見直しできればいいと思うが、財政的に町の運営ができなくなるのでは困ると思うので、町がどの程度まで大丈夫なのか心配になる。資料4-2の10%の増額があるが10%ではなく、少しだけ増額する検討などを考える必要もあると思う。

(委員)

階層の細分化を現行の 11 階層から 22 階層にしている根拠は何か？
子育てや高齢者の町の予算のバランスで何か問題になっていることはあるのか？

(事務局)

22 階層の根拠は、資料 3 の案の 2 の中で国基準を基に町民税所得割額の間差額の上がり方の割合で階層を増やした結果、22 階層になった。子育ての予算のトータルを減らすことではなく、高齢者などの予算の負担割合と比較する視点は必要と考えている。子育ての予算を減らすという考えではない。

(委員)

資料 3 の間差額の根拠は何か？

(事務局)

国基準を基に町民税所得割額の間差額の上がり方の割合などで計算した。

(委員)

保育に関する予算を町はどのくらい出せるのか？

(事務局)

町は必要な予算は出す。考え方として保育料を上げた場合、余った予算は、他の子どもの施策に充てることができるのでトータルの予算を変えようとは考えていない。認可保育所が行っている基本のサービスに運営費などの支払いはできるが、その他の付加のサービスについては補助などの支払いができなくなりサービス低下になる可能性はある。

(委員)

保育料(案)には第 2 子、第 3 子の多子軽減は含まれていないが、それを含むとかなり変わることは考えられるか？

(事務局)

多子軽減を含むと保育料の総額は下がると考えている。

(会長)

資料 4 - 1 のように現行の保育料を変えずに階層の細分化をしていくことが意見として多かった。
しかし、資料 4 - 2 の 10%の増額があるが 10%ではなく、少しだけ増額し状況を見極めな上げる必要もあるということを纏めたいと思う。

(2) 幼稚園と保育所の保育料の不均衡を改善

資料2の5～6ページを説明する。

幼稚園保育料と保育所保育料(案)の比較

幼稚園と保育所の保育料を比べると幼稚園の保育料の方が利用者にとって少ない額になっている。

このことについての各委員からの意見は、

- ・幼稚園の保育料は利用者にとって少ない額になっている事実は、世帯収入により、あてはまらない場合もあるようだ。
- ・保育所の保育料(所得に応じる)と幼稚園の保育料(各園で一律)の考え方の違い、保育時間にも差がある中で、何を基に比較し公平とするのかは難しいと思う。
- ・保育所、幼稚園の預かる時間の長さやサービス内容が保護者の預ける目的の違いもあり、多少保育所の方の保育料が割高になるのは、致し方ないことだと思う。

などの意見が出た。

6ページは事務局が考えた(案)を2つ示している。

案の1は、幼稚園と保育所の預かる時間などのサービス内容の違いがあることから改善は今後の状況で検討していく。この(案)のメリットは、現状のままでは、高い階層は幼稚園保育料が低くなる。デメリットは現状のままでは、低い階層は幼稚園保育料が高くなる。

また、幼稚園と保育所のサービス内容の違いは、幼稚園は教育施設であり、保育所は福祉施設になる。保育時間は、基本的に幼稚園は午前9時から午後3時の間の4時間が保育時間の標準である。保育所は最長11時間の保育時間になる。保育料は、幼稚園は基本的に施設の設置者が一律で保育料を決めるが、保育所の場合は、自治体が保育料を決定する。給食は、基本的に幼稚園は子どもたちに給食を出す義務がないので、各家庭から持参するお弁当を持って来るが保育所は施設で作った給食を提供する。幼稚園は、保育時間が平均4時間と短いので基本的に昼寝はないが、保育所は保育時間が長いので昼寝があります。幼稚園では、体操や音楽などそれぞれの園独自の幼児教育が行われているが、保育所は受け入れる子どもたちへの教育に特色はない。ただし、小学校入学にあわせてひらがなや数字の基礎的な勉強を取り入れている保育所もあるなどの幼稚園と保育所のサービスの違いがある。

案の 2 は、保育所の保育料の低い階層と高い階層の保育料の間差額の幅を少なくする。この（案）のメリットは、各階層の保育所保育料が幼稚園保育料に近くなる。デメリットは、新たに町の追加負担が生じるなどが考えられる。

資料 6 は、資料 4 - 1 の保育料（案）と比較した表になっている。3 歳未満を比べると 1 階層から 12 階層までの世帯は、保育所保育料の方が低くなるが、13 階層から 22 階層までは幼稚園保育料の方が低くなる。3 歳と 4 歳以上の保育所保育料もほぼ同じことが言える。

（会 長）

今の説明で、何かご意見・質問等を伺いたい。

（委 員）

幼稚園は私立だが幼稚園の保育料の上げる下げを言うことはできるのか？

（事務局）

それは言えないと思っている。

（委 員）

幼稚園と保育所の保育料の不均衡を改善するには保育所の保育料を調整していくしかないのか？

（事務局）

保育所の保育料を調整していくしかないと思っている。

（委 員）

幼稚園の中で新制度に移行した幼稚園と移行していない幼稚園があると思うが町内の幼稚園の状況はどのようになっているか？

（事務局）

町内 5 園の全ての幼稚園が新制度へ移行していない。

（委 員）

幼稚園と保育所の保育料の不均衡を無くすために保育所保育料の低い階層と高い階層の幅を近づけるのは階層の細分化と矛盾するのではないか？

（事務局）

幼稚園の保育料をこちらで決めることができないので、保育所保育料を幼稚園保育料に近づけるしか不均衡の改善はできないと考えるがそうすると階層の細分化との矛盾があるので、これから幼稚園が新制度

へ移行する状況などを見ながら幼稚園と保育所の保育料の不均衡の改善については今後検討していく案の1を事務局は提案する。

(会長)

幼稚園と保育所の保育料の不均衡の改善については、検討はするが見直す必要がないことも含めて意見を伺えればと思う。

(委員)

案の1でいいと思う。この不均衡の改善は難しい問題である。

(委員)

新制度ができて幼稚園の経営が厳しい声を聞いているので、そのことも忘れてはいけないことかもしれない。

(委員)

子どもが幼稚園や保育園を利用する年齢になり保護者がどちらかを選択するときの基準を考えるとときに幼稚園のサービスや時間や保育料も新制度へ移行していないので現状のままであり、幼稚園と保育所を比べるときは、サービス内容や保育料や時間や給食のことなどを含めて、これから幼稚園が新制度へ移行する状況などを見ながら幼稚園と保育所の保育料の不均衡の改善については今後検討していく案の1がいいと思う。

(会長)

幼稚園と保育所の保育料の不均衡の改善は案の1で現状のままでこれからの状況で検討していく方向で、この会議の意見として提案していく。

(3) 保育認定の保育標準時間と保育短時間の保育料の見直し

資料2の7~8ページを説明する。

保育標準時間認定の人は最大1日11時間まで利用でき、現行の町の保育料をそのまま採用している。

保育短時間認定の人は最大8時間まで利用でき、保育標準時間の保育料に98.3%（国の定めた割合）をかけた額に設定している。

このことについての各委員からの意見は、

- ・ 会議時間が少ない中、他市町とあまり差のない保育短時間の見直しはターゲットから外して良いと考える。
- ・ 保育認定の標準時間と保育短時間の保育料の見直しについては、妥当なところだと考える。
- ・ 保育標準時間と短時間の保育料の説明を受け、賛否を答えることは、

委員として負担が大きいと感じた。

などの意見が出た。

8 ページは事務局が考えた（案）を 2 つ示している。

案の 1 は、他市町村も 98.3%（国の示した割合）に設定しており改善は今後の状況で検討していく。この（案）のメリットは、国の考え方どおりで、根拠のある数字となる。デメリットは時間数でみると短時間利用者に不満が出る可能性がある。

案の 2 は、保育標準時間の保育料に 11 分の 8（時間数による割合）をかけた額に設定する。この（案）のメリットは、時間数でみた場合の不満はなくなる。デメリットは町の追加負担が大きくなる。

（会 長）

今の説明で、何かご意見・質問等を伺いたい。

（委 員）

預かり時間の 11 時間は保護者の中では最大ではなく、保護者の中で 11 時間が普通の預かり時間である認識に移行しつつあり 11 時間が 1 人歩きしているように思える。子どもにとっては 11 時間預けられているのはどうなのか。8 時間や 9 時間や 10 時間があってもいいのではないか。その中で保育料に違いがあるのは納得できるが短時間の 8 時間と標準時間の 11 時間しかなければ、だれにとっていいことなのか分からない。預かり時間をもう少し刻んだ時間でもいいのではないか。

（委 員）

標準時間と短時間は必ず分けなくてはいけないのか？

（事務局）

保育所の入所判定の前に支給認定をしなくてはいけなく参考資料 1 の 5 ページを見ていただくと年齢による 2 号認定と 3 号認定の中でそれぞれ標準時間と短時間に必ず分けなくてはいけないことになっている。保育所に入所している子どもが約 350 人いるが、その中で短時間の認定は 24 人である。その他は全て標準時間の認定になっている。

（委 員）

案の 1 でいいと思う。全体の保育料に関わってくることであり案の 2 の場合は町の追加負担が多くなり案の 1 でいいと思う。

（委 員）

子育てが持っている予算の中で付加のサービスの支援の中の予算を削

られることになる可能性があるのであれば案の1でいいと思う。

(委員)

現況のままでいいと思うが、標準時間で延長保育を使いながら午前7時から午後7時まで預ける方もいるが、その日の就労状況で早い迎えの日もあるが、子どもとどのように過ごしていくかは保護者の気持ちや考え方を忘れてはいけないと思う。

(委員)

案の1でいいとは思いますが、働いている母親の力になりたいとも思うが、預かっている子どもと親との時間はどうなのかを考えながら両方を取り持っていけることがいいと思う。

(委員)

案の1でいいと思っている。

(会長)

いろいろな意見を伺ったが、この会議では案の1で提案していくことにする。他に意見などあれば会議後の意見で提出してほしい。

(事務局)

参考資料1は、平成29年度保育所等利用の案内である。来年の4月からの入所希望の一次募集(町民・葉山へ転入予定分)を11月28日(月)から12月9日(金)まで行う。

参考資料2は、前回の会議(第17回子ども・子育て会議)の議事要旨である。

次回は、今年度最後の会議になる。本日、会議での意見などを基に、事務局で次回の会議に向けた保育料の見直しに関する町長への答申資料などを作成し、来年3月に町長へ答申ができればと思っている。

閉会

(事務局)

次回は2月に予定しており、あらためて日程調整を行う。